

農業改善改革支援基金にかかる基本的事項の公表

1 基金の名称

岐阜県農地中間管理事業等推進基金

2 基金事業等の概要

(1) 農地中間管理事業

農地中間管理機構を通じた担い手への農地の集積・集約化に取り組むために必要な経費を助成する。

(2) 機構集積協力金交付事業

農地中間管理機構を通じた担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農地の出し手等に機構集積協力金を交付する。

(3) 農地台帳システム整備事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農業委員会による農地情報の公開及び農地台帳の電算化・地図化に必要な経費を助成する。

(※農地台帳システム整備事業は、平成 26 年度で廃止)

3 基金の目標

令和 12 年度までに、担い手への農地集積率を78.0%にする

	平成 26 年度	令和 12 年度
岐阜県の耕地面積	57,200ha	52,400ha
うち、担い手が耕作する面積	16,992ha	40,950ha
担い手への農地集積率	29.7%	78.0%

※担い手への農地集積率＝県の耕地面積のうち、担い手が利用する面積の割合

4 基金事業を終了する時期

令和6年度(予定)

5 給付対象となる事業について

	農地中間管理機構事業	機構集積協力金交付事業
採択に当たっての申請方法	農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要綱」という)第6の3参照	
申請期限	別に定める時期	
審査基準	実施要綱第3の1及び別記1参照	実施要綱第3の2及び別記2参照
審査体制	担当部局において審査	

6 基金の額

別紙のとおり